

市 会 議 案

令和5年2月定例会（令和5年2月17日提出）

名 古 屋 市

目 次

令和 5 年第36号議案	名古屋市エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例 の制定について……………	1頁
令和 5 年第37号議案	名古屋市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正につい て……………	5頁
令和 5 年第38号議案	名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる 特定非営利活動法人を定める条例の一部改正について……	13頁
令和 5 年第39号議案	名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部改正について……	15頁
令和 5 年第40号議案	名古屋市旅館業法施行条例の一部改正について……………	17頁
令和 5 年第41号議案	名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正につ いて……………	21頁
令和 5 年第42号議案	名古屋市子ども・子育て支援法施行条例及び名古屋市地域 療育センター条例の一部改正について……………	23頁
令和 5 年第43号議案	名古屋市博物館条例等の一部改正について……………	29頁
令和 5 年第44号議案	道路構造の技術的基準を定める条例の一部改正について…	41頁
令和 5 年第45号議案	名古屋市水道給水条例の一部改正について……………	45頁
令和 5 年第46号議案	名古屋市消防表彰条例及び火災予防条例の一部改正につい て……………	49頁
令和 5 年第47号議案	名古屋市消防団条例の一部改正について……………	61頁
令和 5 年第54号議案	契約の締結について……………	63頁
令和 5 年第55号議案	契約の締結について……………	65頁
令和 5 年第56号議案	契約の一部変更について……………	67頁
令和 5 年第57号議案	訴えの提起について……………	69頁
令和 5 年第58号議案	損害賠償の額の決定について……………	71頁
令和 5 年第59号議案	町の区域の変更について……………	73頁
令和 5 年第60号議案	土地区画整理に伴う町の区域の設定について……………	77頁
令和 5 年第61号議案	都市公園を設置すべき区域の決定について……………	81頁

令和 5 年第62号議案	市道路線の認定及び廃止について……………	85頁
令和 5 年承認第 1 号	訴えの提起に関する専決処分について……………	103頁

令和 5 年第36号議案

名古屋市エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例の制定
について

名古屋市エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5 年 2 月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、エスカレーターの利用等に関し必要な事項を定めることにより、エスカレーターの安全な利用の促進を図り、もって市民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エスカレーター 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第1項第2号に規定するエスカレーターその他これに類するものであって、不特定の者の用に供されるものをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤若しくは通学する者をいう。
- (3) 利用者 市内においてエスカレーターを利用する者をいう。
- (4) 管理者等 市内に所在する施設であって、エスカレーターが設置されて

いるものの管理者又は所有者をいう。

- (5) 関係事業者 市内において、エスカレーターの製造、据付け、保守、改修等を業として行っている者（当該者が組織する団体（以下「関係団体」という。）を含む。）をいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、エスカレーターの安全な利用の促進に関し必要な施策を実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体及び関係団体との連携を図り、必要な協力を求めるものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、エスカレーターの安全な利用について理解を深めるとともに、市が実施するエスカレーターの安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（利用者の責務）

第5条 利用者は、エスカレーターの利用による事故等を防止するため、エスカレーターの安全な利用に努めなければならない。

（管理者等の責務）

第6条 管理者等は、利用者に対し、エスカレーターの安全な利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。

- 2 管理者等は、市が実施するエスカレーターの安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係事業者の責務）

第7条 関係事業者は、その事業活動を通じて、エスカレーターの安全な利用に関する啓発を行うよう努めるものとする。

- 2 関係事業者は、市が実施するエスカレーターの安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（利用上の義務）

第8条 利用者は、右側か左側かを問わず、エスカレーターの踏段（人を乗せて昇降する部分をいう。）上に立ち止まらなければならない。

（利用方法の周知義務）

第9条 管理者等は、利用者に対し、前条に規定する方法によりエスカレーターを利用するよう周知しなければならない。

(指導及び助言)

第10条 市長は、エスカレーターの安全な利用の促進のため必要があると認めるときは、管理者等に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、市民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため、エスカレーターの利用等に関し基本となる事項を定める必要があるによる。

名古屋市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について

名古屋市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5 年 2 月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年名古屋市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第13条から第15条までを1条ずつ繰り下げ、第12条の次に次の1条を加える。

（情報通信技術による手続）

第13条 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条から第8条までの規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う法第74条に規定する手続に関し必要な事項については、名古屋市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和3年名古屋市条例第58号）第3条から第5条までの規定に基づく規則の規定の例による。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(理 由)

この案を提出したのは、特定非営利活動法人の設立の認証等に係る手続を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うため、規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市特定非営利活動促進法施行条例 (抜すい)

(情報通信技術による手続)

第13条 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (平成14年法律第151号) 第6条から第8条までの規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う法第74条に規定する手続に関し必要な事項については、名古屋市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例 (令和3年名古屋市条例第58号) 第3条から第5条までの規定に基づく規則の規定の例による。

第14条 }
第13条 } (略)
第17条 }
第16条 }

(参考 2)

参 照 条 文

1 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）抜すい

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用）

第74条 第10条第1項（第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による提出及び第10条第2項（第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第12条第3項（第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第13条第2項（第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第23条第1項の規定による届出、第25条第4項の規定による提出、同条第6項の規定による届出及び同条第7項の規定による提出、第29条の規定による提出、第30条の規定による閲覧、第31条第3項の規定による提出、第34条第4項の規定による提出、第43条第4項（第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定による交付、第44条第2項（第51条第5項、第58条第2項（第63条第5項において準用する場合を含む。）及び第63条第5項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第49条第1項（第51条第5項、第62条（第63条第5項において準用する場合を含む。）、第63条第5項及び第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び第49条第4項（第51条第5項、第62条（第63条第5項において準用する場合を含む。）及び第63条第5項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第52条第2項（第62条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第53条第4項（第62条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第55条第1項及び第2項（これらの規定を第62条において準用する場合を含む。）の規定による提出並びに第56条（第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定を適用する場合においては、同法第6条第1項及び第4項から第6項まで、第7条第1項、第4項及び第5項、

第8条第1項並びに第9条第1項及び第3項中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とする。

2 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）抜すい

（電子情報処理組織による申請等）

第6条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 } (略)
3 }

4 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第11条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において収入印紙をもつてすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって主務省令で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第7条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の主務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

2 }
3 } (略)

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われ

た処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第8条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の法令の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 （略）

令和 5 年第38号議案

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非
営利活動法人を定める条例の一部改正について

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法
人を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5 年 2 月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非
営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法
人を定める条例（平成28年名古屋市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。
本則の表中

特定非営利活動法人権利擁護支 援・ぷらっとほ一む	名古屋市緑区鳴子町 2 丁目 170 番地	を
-----------------------------	-----------------------	---

特定非営利活動法人権利擁護支援・ぷらっとほーむ	名古屋市緑区鳴子町 2 丁目 170 番地
特定非営利活動法人花・花	名古屋市千種区内山三丁目 9 番 1 号 ザ・エステートパレス 102 号室

に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める必要があるによる。

令和 5年第39号議案

名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部改正について

名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5年 2月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

名古屋市保健衛生関係手数料条例（平成12年名古屋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項第35号の 3ア中「第21条第 1号」を「第23条第 1号」に改め、同号イ中「第21条第 2号」を「第23条第 2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市保健衛生関係手数料条例 (抜すい)

(手数料を徴収する事務の種別及び額)

第 2 条 次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1 件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) }
{ (略)
(35) の 2 }

(35) の 3 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第 17 条第 2 項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査

適合施設認定申請手数料

ア 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則 (令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号) ^{第 23 条}_{第 21 条} 第 1 号に掲げる施設認定農林水産物等の種類に係るもの 20,900 円

イ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則 ^{第 23 条}_{第 21 条} 第 2 号に掲げる施設認定農林水産物等の種類に係るもの 10,400 円

(36) }
{ (略)
(49) }

2 (略)

令和 5年第40号議案

名古屋市旅館業法施行条例の一部改正について

名古屋市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5年 2月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市旅館業法施行条例（平成15年名古屋市条例第 5号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項第 3号中「第29条に規定する博物館に相当する施設」を「第31条第 2項に規定する指定施設」に改める。

附 則

この条例は、令和 5年 4月 1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、博物館法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市旅館業法施行条例 (抜すい)

(清純な施設環境を保持すべき施設)

第 2 条 法第 3 条第 3 項第 3 号 (法第 3 条の 2 第 2 項及び法第 3 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。) の規定による条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1) }
(2) } (略)

(3) 博物館法 (昭和 26 年法律第 285 号) 第 2 条第 1 項に規定する博物館及び

同法 第 31 条第 2 項に規定する指定施設
第 29 条に規定する博物館に相当する施設

(4) }
(5) } (略)

2 (略)

(参考 2)

参 照 条 文

博物館法（昭和26年法律第 285号）抜すい 新旧対照 ^(改正後)_(改正前)

（博物館に相当する施設）

第29条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第27条第 2項の規定を準用する。

第31条 （略）

2 前項の規定による指定をした者は、当該指定をした施設（以下この条において「指定施設」という。）が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと認めるときその他の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての前項の規定による指定を取り消すことができる。

3 }
5 } (略)
6 }

令和 5年第41号議案

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5年 2月17日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1種動物取扱業の規制（第 6条）」を「削除」に改める。

第 3章を次のように改める。

第 3章 削除

第 6条 削除

附 則

この条例は、令和 5年 6月 1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例 (抜すい)

目次

第 1章 } (略)
第 2章 }

第 3章 ~~削除~~
第 1種動物取扱業の規制 (第 6条)

第 4章 } (略)
第 5章 }
第 7章 }

附則

第 3章 ~~削除~~
第 1種動物取扱業の規制

(動物取扱責任者)

第 6条 ~~削除~~
法第22条第 1項に規定する動物取扱責任者は、動物の適正な飼養及び
保管に関し必要な知識を習得させることを目的として市長が行う研修を修了
し、当該研修を修了した旨の認定証の交付を受けた者その他規則で定める者
をもって充てなければならない。

令和 5年第42号議案

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例及び名古屋市地域療育センター条例の一部改正について

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例及び名古屋市地域療育センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5年 2月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例及び名古屋市地域療育センター条例の一部を改正する条例

(名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正)

第 1条 名古屋市子ども・子育て支援法施行条例（平成27年名古屋市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項中「第19条第 1項第 1号」を「第19条第 1号」に、「同項第 2号」を「同条第 2号」に改め、同条第 2項中「第19条第 1項第 3号」を「第19条第 3号」に改める。

(名古屋市地域療育センター条例の一部改正)

第 2条 名古屋市地域療育センター条例（平成 5年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 1号ア中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和 5年 4月 1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による児童福祉法等の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

1 名古屋市子ども・子育て支援法施行条例 (抜すい)

(利用者負担額)

第 2 条 法第27条第 3項第 2号、法第28条第 2項各号及び法第30条第 2項第 2号から第 4号までに規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額 (法第27条第 3項第 2号、法第28条第 2項第 1号並びに法第30条第 2項第 3号及び第 4号の場合にあっては、教育・保育給付 1号認定子ども (法第19条第 1項第 1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。) 又は教育・保育給付 2号認定子ども (同条第 2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。)) (次項に規定する教育・保育給付特定 2号認定子どもを除く。附則第 2項において同じ。) に係る額に限る。) は、0円とする。

2 法第27条第 3項第 2号、法第28条第 2項第 1号、法第29条第 3項第 2号並びに法第30条第 2項第 1号、第 3号及び第 4号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額 (法第27条第 3項第 2号、法第28条第 2項第 1号並びに法第30条第 2項第 3号及び第 4号の場合にあっては、教育・保育給付特定 2号認定子ども (教育・保育給付 2号認定子どものうち、満 3歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にあるものをいう。以下同じ。)) 又は教育・保育給付 3号認定子ども (法第19条第 1項第 3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。)) に係る額に限る。) は、別表の各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分欄に掲げる世帯に対応して、それぞれ同表の利用者負担額基準月額欄に掲げる額とする。

2 名古屋市地域療育センター条例（抜すい）

（使用料及び手数料）

第 4 条 センターを利用する者については、次の各号に掲げる額の使用料又は手数料を徴収する。

(1) 児童発達支援及び医療型児童発達支援を受ける者（法第21条の 6の規定による措置に基づく障害児通所支援の提供を受ける者を除く。）

ア 法第21条の 5の 3第 2項第 1号に規定する内閣総理大臣
厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

イ （略）

(2) （略）

2 }
3 } （略）

(参考 2)

参 照 条 文

- 1 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）抜すい 新旧対照 ^(改正後)_(改正前)

(支給要件)

第19条 (略)

- 2 内閣総理大臣は、前項第 2号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

- 2 児童福祉法（昭和22年法律第 164号）抜すい 新旧対照 ^(改正後)_(改正前)

第21条の 5の 3 (第 1項 略)

障害児通所給付費の額は、1月につき、第 1号に掲げる額から第 2号に掲げる額を控除して得た額とする。

- (1) 同一の月に受けた指定通所支援について、障害児通所支援の種類ごとに

指定通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき、^{内閣総}_{厚生労働大臣}が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）を合計した額

- (2) (略)

令和 5 年第43号議案

名古屋市博物館条例等の一部改正について

名古屋市博物館条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5 年 2 月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市博物館条例等の一部を改正する条例

(名古屋市博物館条例の一部改正)

第1条 名古屋市博物館条例（昭和52年名古屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第2条中「行なう」を「行う」に改め、同条第1号中「資料（」の次に「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号において同じ。）を含む。」を加え、同条中第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、同条第7号中「連絡」を「連携」に改め、同号を同条第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第3条第3項の文化観光を

いう。)その他の活動の推進

第2条中第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修

第2条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 博物館資料に係る電磁的記録の作成及び公開

第7条第1項ただし書中「第8号」を「第11号」に改め、同条第2項中「第8号」を「第11号」に、「及び前項」を「及び同項」に改める。

第18条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

(名古屋市見晴台考古資料館条例の一部改正)

第2条 名古屋市見晴台考古資料館条例(昭和54年名古屋市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法(昭和26年法律第285号)第18条の規定に基づき、」を削る。

第2条第1号中「資料(」の次に「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号において同じ。)を含む。」を加え、同条中第8号を第11号とし、同条第7号中「連絡」を「連携」に改め、同号を同条第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光(博物館法(昭和26年法律第285号)第3条第3項の文化観光をいう。)その他の活動の推進

第2条中第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 学芸員その他の考古資料館の事業に従事する人材の養成及び研修

第2条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 見晴台遺跡資料に係る電磁的記録の作成及び公開

(名古屋市美術館条例の一部改正)

第3条 名古屋市美術館条例(昭和63年名古屋市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、」を削る。

第2条第1号中「資料（」の次に「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号において同じ。）を含む。」を加え、同条中第6号を第9号とし、同条第5号中「連絡」を「連携」に改め、同号を同条第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第3条第3項の文化観光をいう。）その他の活動の推進

第2条中第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 学芸員その他の美術館の事業に従事する人材の養成及び研修

第2条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 美術品等に係る電磁的記録の作成及び公開

第11条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

（名古屋市科学館条例の一部改正）

第4条 名古屋市科学館条例（昭和37年名古屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、」を削る。

第2条第1号中「装置」の次に「（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号において同じ。）を含む。）」を加え、同条中第6号を第9号とし、同条第5号中「他機関との」の次に「連携及び」を加え、同号を同条第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第3条第3項の文化観光をいう。）その他の活動の推進

第2条中第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 学芸員その他の科学館の事業に従事する人材の養成及び研修

第2条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 科学に関する資料及び装置に係る電磁的記録の作成及び公開

第10条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、博物館法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

1 名古屋市博物館条例 (抜すい)

(設置)

第1条 博物館法 (昭和26年法律第285号。以下「法」という。) 第18条の規

定に基づき、歴史、考古、民俗及び美術工芸に関する資料を収集し、保管し、
展示し、及び教育的配慮のもとに一般公衆の利用に供し、その教養の向上、
調査研究等に資するとともに、これらの資料に関する調査研究を行うため、
次のように博物館を設置する。

(略)

2 (略)

(事業)

第2条 名古屋市博物館 (以下「博物館」という。)

は、前条第1項の目的を達成するために、次の事業を行う行なう。

(1) 歴史、考古、民俗及び美術工芸に関する実物、複製、模写、模型、図書、
図表、写真、フィルム、レコード等の資料 (電磁的記録 (電子的方式、磁
気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られ
た記録をいう。次号において同じ。)を含む。以下「博物館資料」とい
う。)の収集、保管、展示及び供用

(2) 博物館資料に係る電磁的記録の作成及び公開

(3)
(2)
()
(7)
(6)

} (略)

(8) 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修

(9) 他(7)の博物館、図書館、学校、研究所等との連携連絡及び協力

(10) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第3条第3項の文化観光をいう。）その他の活動の推進

(11) }
(8) } (略)
(12) }
(9) }

(施設の使用)

第7条 博物館（分館を除く。）の別表第3使用区分の欄に掲げる施設（以下「博物館の施設」という。）は、当該使用区分に対応して定める用途に使用させるものとする。ただし、本市が当該施設を第2条（第11号第8号を除く。）の事業に用いる場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、第2条（第11号第8号を除く。）の事業及び同項前項の使用を妨げない限度において、博物館の施設（展示室を除く。）を別表第3中欄に掲げる用途以外の用途に使用させることができる。

(博物館協議会)

第18条 法第23条第20条第1項の規定に基づき、博物館に名古屋市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 }
5 } (略)
6 }

2 名古屋市見晴台考古資料館条例（抜すい）

(設置)

第1条 博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、見晴台遺跡に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮のもとに一般公衆の利用に供し、その教養の向上、調査研究等に資するとともに、これらの資料に関する調査研究を行うため、次のように見晴台考古資料館を設置する。

名称 名古屋市見晴台考古資料館

位置 名古屋市南区見晴町47番地

（事業）

第2条 名古屋市見晴台考古資料館（以下「考古資料館」という。）は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 見晴台遺跡に関する実物、模型、図書、図表、フィルム等の資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号において同じ。）を含む。）以下「見晴台遺跡資料」という。）の収集、保管及び展示その他の供用

(2) 見晴台遺跡資料に係る電磁的記録の作成及び公開

(3)
(2)
()
(7)
(6)

（略）

(8) 学芸員その他の考古資料館の事業に従事する人材の養成及び研修

(9)
(7) 他の博物館、図書館、学校、研究所等との連携及び協力
連絡

(10) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（博物館法（昭和26年法律第285号）第3条第3項の文化観光をいう。）その他の活動の推進

(11)
(8) （略）

3 名古屋市美術館条例（抜すい）

(設置)

第1条 博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規

定に基づき、美術に関する市民の知識及び教養の向上を図り、市民文化の発展に寄与するため、次のように美術館を設置する。

名称 名古屋市美術館

位置 名古屋市中区栄二丁目17番25号

(事業)

第2条 名古屋市美術館（以下「美術館」という。）は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 美術品及び美術に関する図書、文献、模写、模造、写真、フィルム等の資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号において同じ。）

を含む。以下「美術品等」という。）の収集、保管、展示及び供用

(2) 美術品等に係る電磁的記録の作成及び公開

(3) }
(2) } (略)
(5) }
(4) }

(6) 学芸員その他の美術館の事業に従事する人材の養成及び研修

(7) 他美術館、博物館、図書館、学校、研究所等との連携及び協力
(5) 連絡

(8) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（博物館法（昭和26

年法律第285号。以下「法」という。）第3条第3項の文化観光をい

う。）その他の活動の推進

(9) }
(6) } (略)

(美術館協議会)

第11条 法^{第23条}_{第20条}第1項の規定に基づき、美術館に名古屋市美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 }
5 } (略)
6 }

4 名古屋市科学館条例（抜すい）

（設置）

第1条 博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、近代科学に関する知識の普及啓発を目的として、次のように科学館を設置する。

名称 名古屋市科学館

位置 名古屋市中区栄二丁目17番1号

（事業）

第2条 名古屋市科学館（以下「科学館」という。）は、その目的達成のために次の事業を行う。

(1) 科学に関する資料及び装置（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。

次号において同じ。）を含む。）の展示

(2) 科学に関する資料及び装置に係る電磁的記録の作成及び公開

(3) }
(2) } (略)
5 }
(5) }
(4) }

(6) 学芸員その他の科学館の事業に従事する人材の養成及び研修

(7) 科学知識の普及啓発に必要な他機関との連携及び協力
(5)

(8) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第3条第3項の文化観光をいう。）その他の活動の推進

(9) (略)
(6)

(科学館協議会)

第10条 法^{第23条}_{第20条}第1項の規定に基づき、科学館に名古屋市科学館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 }
5 } (略)
6 }

(参考 2)

参 照 条 文

博物館法（昭和26年法律第285号）抜すい 新旧対照 (改正後)
(改正前)

(博物館の事業)

第3条 博物館は、前条第1項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

(1) } (略)
(2) }

(3) 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

(4) }
(3) } (略)
() }
(10) }
(9) }

(10) 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、

協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

(11) 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこ
と。

(12) }
(11) } (略)

2 博物館は、前項各号に掲げる事業の充実を図るため、他の博物館、第31条
その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生
第2項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、資料
活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならな
の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、相互
い。

に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

3 博物館は、第1項各号に掲げる事業の成果を活用するとともに、地方公共

団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下この項において「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。）その他の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。

（設置）

第18条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

道路構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5 年 2 月 17 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

道路構造の技術的基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第 105 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第45条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する

法律第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。)は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例(平成24年名古屋市条例第107号)で定める基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、歩行者利便増進道路の技術的基準を定める必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

道路構造の技術的基準を定める条例 (抜すい)

(歩行者利便増進道路)

第45条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。) は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例 (平成24年名古屋市条例第107号) で定める基準に適合する構造とするものとする。

(参考 2)

参 照 条 文

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18
年法律第91号）抜すい

（道路管理者の基準適合義務等）

第10条 道路管理者は、特定道路又は旅客特定車両停留施設の新設又は改築を行
うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）
又は当該旅客特定車両停留施設（第3項において「新設旅客特定車両停留施
設」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例（
国道（道路法第3条第2号の一般国道をいう。以下同じ。）にあつては、主
務省令）で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」とい
う。）に適合させなければならない。

2 }
(} (略)
11 }

令和 5 年第45号議案

名古屋市水道給水条例の一部改正について

名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5 年 2 月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例

名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「同意書」の次に「又は民法（明治29年法律第89号）第 213 条の 2 第 3 項の規定による通知に関する報告書」を加える。

第14条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、民法第 213 条の 2 第 3 項の規定による通知をした者については、この限りでない。

第14条第 2 項中「によって承諾した」を「の規定により承諾し、又は通知を受けた」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、民法の一部改正に伴い、規定を整備する必要がある
による。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案
現 行)

名古屋市水道給水条例 (抜すい)

第4条 (第1項 略)

管理者は、前項の申込みについて必要があると認めるときは、利害関係人の
又は民法 (明治29年法律第89号) 第213条の2第3項の規定による通知
同意書

に関する報告書
の提出を求めることができる。

第14条 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置しようとする者は、その所
有者の承諾を受けなければならない。ただし、民法第213条の2第3項の規定
による通知をした者については、この限りでない。

前項の規定によりし、又は通知を受けた
前項によって承諾した者が、給水装置を撤去しようと
するときは、あらかじめ分岐して給水装置を設置した者にその旨を通知しなけ
ればならない。

(参考 2)

参 照 条 文

民法（明治29年法律第89号）抜すい 新旧対照 $\left(\frac{\text{改正後}}{\text{改正前}}\right)$

（継続的給付を受けるための設備の設置権等）

第 213 条の 2 (略)

2 (略)

3 第 1 項の規定により他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を
使用する者は、あらかじめ、その目的、場所及び方法を他の土地等の所有者
及び他の土地を現に使用している者に通知しなければならない。

$\left. \begin{array}{l} \underline{4} \\ \underline{5} \\ \underline{7} \end{array} \right\} \text{ (略)}$

令和 5年第46号議案

名古屋市消防表彰条例及び火災予防条例の一部改正について

名古屋市消防表彰条例及び火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5年 2月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市消防表彰条例及び火災予防条例の一部を改正する条例

(名古屋市消防表彰条例の一部改正)

第 1条 名古屋市消防表彰条例（昭和23年名古屋市条例第51号）の一部を次のように改正する。

本則中「消防長」を「消防局長」に改める。

第 1条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 1号中「警戒防禦」を「警戒及び防御」に改める。

(火災予防条例の一部改正)

第 2条 火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

本則中「消防長」を「消防局長」に改める。

第64条の 7中「次の各号」を「次」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5年 4月 1日から施行する。

(名古屋市交通安全対策会議条例の一部改正)

- 2 名古屋市交通安全対策会議条例（昭和45年名古屋市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第 3条第 5項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 7号を次のように改める。

(7) 名古屋市消防局長

(名古屋市防災会議条例の一部改正)

- 3 名古屋市防災会議条例（昭和38年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 5項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 6号中「消防長」を「消防局長」に改める。

(名古屋市地震災害警戒本部条例の一部改正)

- 4 名古屋市地震災害警戒本部条例（平成14年名古屋市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 5項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 6号中「消防長」を「消防局長」に改める。

(理 由)

この案を提出したのは、消防長の名称変更に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

1 名古屋市消防表彰条例 (抜すい)

第 1 条 本市消防職員で、次の各号の^{いずれかに}~~一に~~ついて消防上特に功労がある

と認められる者に対しては、市長又は~~消防長~~^{消防局長}がこれを表彰する。

(1) 水火災その他の災害の~~警戒及び防御~~^{警戒及び防禦}並びに人命救助

(2) }
{ (略)
(5) }

第 3 条 (第 1 項から第 3 項まで 略)

感状及び賞詞は、功労の著しい者に対して、~~消防長~~^{消防局長}がこれを授与する。

第 5 条 本市消防職員で、平素勤務に勉励し、行状善良であって、一般消防職

員の模範となる者に対しては、別に市長又は~~消防長~~^{消防局長}が表彰状又は精勤証書
を授与して、これを表彰する。

第 8 条 一般の人で特に消防に協力したと認められる者に対しては、市長又は

~~消防長~~^{消防局長}が感謝状又は賞金を贈って謝意を表する。

2 火災予防条例 (抜すい)

(炉)

第 5 条 (略)

2 (略)

3 炉の管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) } (略)
- (2) }

(3) 炉及びその附属設備のうち、液体燃料を使用するもの又は電気を熱源とするものにあつては、前号の点検及び整備に必要な知識及び技能を有する者として^{消防局長}_{消防長}が指定するものに行わせること。

- (4) }
- (5) } (略)
- (6) }

(変電設備)

第14条 全出力20キロワットを超える変電設備（次条第1項に規定する急速充電設備を除く。）で、屋内に設けるものの位置、構造及び管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) }
- (2) } (略)

(3) 変電設備（^{消防局長}_{消防長}が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上有効な措置をしたときは、この限りでない。

- (3) の 2 }
- (8) } (略)

(9) 必要な知識及び技能を有する者として^{消防局長}_{消防長}が指定するものに必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させ、並びにその結果を記録し、及び保存すること。

(10) (略)

2 前項の変電設備で、屋外に設けるもの（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに^{消防局長}_{消防長}が火災予防上支障がないと認める構造を有するキ

ュービクル式のものを除く。)の位置は、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、若しくは覆われた外壁で開口部のない建築物又は不燃材料で造られた塀に面するときは、この限りでない。

3 (略)

(急速充電設備)

第14条の2 (略)

2 急速充電設備で、屋外に設けるもの(全出力50キロワット以下のもの及び~~消防局長~~
~~消防長~~が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)の位置は、前項に規定するもののほか、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、若しくは覆われた外壁で開口部のない建築物又は不燃材料で造られた塀に面するときは、この限りでない。

3 (略)

(避雷設備)

第21条 避雷設備の位置及び構造は、~~消防局長~~
~~消防長~~が指定する日本産業規格に適合するものとしなければならない。

2 (略)

(基準の特例)

第22条の2 この款の規定は、この款に掲げる設備について、~~消防局長~~
~~消防長~~が、当該設備の位置、構造及び管理並びに周囲の状況から判断して、この款の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認め、かつ、~~消防局長~~
~~消防長~~の別に定める基準に適合するとき、又は予想しない特殊の設備を用いることにより、この款の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときは、適用しない。

(液体燃料を使用する器具)

第23条 液体燃料を使用する器具の取扱いの基準は、次のとおりとする。

- (1) }
{ (略)
(14) }

(15) 必要な知識及び技能を有する者として~~消防局長~~
~~消防長~~が指定するものに必要
な点検及び整備を行わせ、火災予防上有効に保持すること。

2 (略)

(基準の特例)

第27条 この款の規定は、この款に掲げる器具について、~~消防局長~~
~~消防長~~が、当該器
具の取扱い及び周囲の状況から判断して、この款の規定による基準によらな
くとも、火災予防上支障がないと認め、かつ、~~消防局長~~
~~消防長~~の別に定める基準に
適合するとき、又は予想しない特殊の器具を用いることにより、この款の規
定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときは、適用しな
い。

(喫煙等)

第28条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場（以下「劇場
等」という。）の舞台又は客席、百貨店の売場その他の火災が発生した場合
に人命に危険を生ずるおそれのある場所のうち~~消防局長~~
~~消防長~~が指定する場所にお
いては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な
物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において消防署長が
火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の~~消防局長~~
~~消防長~~が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に
喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込みを禁止する旨の表示を
しておかなければならない。

3 第1項の~~消防局長~~
~~消防長~~が指定する場所を有する防火対象物の関係者は、次の各
号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる措置を講じなければなら
ない。

(1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防
火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識を設けること

その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために

消防局長
消防長が火災予防上必要と認める措置

(2) (略)

4 前項第 2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために^消消防局長_{防長}が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

5 (略)

6 第 1項の^{消防局長}消防長の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

(基準の特例)

第36条の 7 この款（前条を除く。以下同じ。）の規定は、住宅用防災警報器等について、消防局長
消防長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、この款の規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最小限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

(基準の特例)

第43条の 3 この節（第39条、第40条の 7、第41条並びに第42条第 1項第 3号及び第 4号を除く。以下同じ。）の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物等の貯蔵及び取扱い並びに指定数量未満の危険物及び指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備について、消防局長
消防長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この節の規定による貯蔵及び取扱いの技術上の基準並びに位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれ

が著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができる」と認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの節の規定による貯蔵及び取扱いの技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

(基準の特例)

第56条 この節の規定は、消防用設備等について~~消防局長~~^{消防長}又は消防署長が、防火対象物の位置、構造及び設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができる」と認めるとき、又は予想しない特殊な消防用設備等その他の設備を用いることにより、この節の規定による消防用設備等の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

(防火管理講習)

第64条の 7 令別表第 1に掲げる防火対象物の管理について権原を有する者は、

防火管理上^次~~次の各号~~に掲げる知識及び技術が必要となった場合で、かつ、当該防火対象物について防火管理上必要な業務の遂行ができないおそれのあるときは当該防火対象物の防火管理者に、当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の遂行ができないおそれのあるときは当該防火対象物の統括防火管理者に~~消防局長~~^{消防長}が行う防火管理に関する講習を受けさせなければならない。

- (1) }
 - (2) }
- (略)

(指定催しの指定)

第64条の 9 ~~消防局長~~^{消防長}は、屋外における祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しのうち、大規模なものとして次の各号のいずれにも該当し、かつ、対象火気器具等（令第 5条の 2第 1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

- (1) }
(2) } (略)

2 消防局長
消防長は、前項の規定により指定催しの指定をしようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の申出があったときは、この限りでない。

3 消防局長
消防長は、第1項の規定により指定催しの指定をしたときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公表しなければならない。

(指定催しに係る防火管理)

第64条の10 (略)

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の規定による指定を受けた場合にあつては、消防局長
消防長が定める日までに）、消防署長に前項の規定による計画書を提出しなければならない。

(核燃料物質等の届出)

第71条 核燃料物質、放射性同位元素その他消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で、消防局長
消防長の指定するものを業務として貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめその旨を消防署長に届け出なければならない。

(指定とう道等の届出)

第71条の2 通信ケーブル又は電力ケーブル（以下「通信ケーブル等」という。）の敷設を目的として設置されたとう道、共同溝その他これらに類する地下の工作物（通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ人が出入りするものに限る。）で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして消防局長
消防長が指定するもの（以下「指定とう道等」という。）に通信ケーブル等を敷設する者は、次に掲げる事項を消防局長
消防長に届け出なければならない。

- (1) }
 { (略)
 (3) }

2 (略)

(公表)

第72条の 2 消防局長
消防長は、防火対象物における消防用設備等が法、令又はこの
 条例の規定に違反して設置されていない場合において、当該防火対象物の安
 全性についての市民の判断に資するために必要があると認めるときは、その
 旨を公表することができる。

2 消防局長
消防長は、前項の規定により公表をしようとする場合は、あらかじめ、
 当該防火対象物の関係者で権原を有するものにその旨を通知するものとする。

3 (略)

3 名古屋市交通安全対策会議条例（抜すい）

(会長及び委員)

第 3条 (略)

- 2 }
 { (略)
 4 }

5 委員は、次
次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) }
 { (略)
 (6) }

(7) 名古屋市消防局長
名古屋市消防長

6 (略)

4 名古屋市防災会議条例

(会長、副会長及び委員)

第 4 条 (略)

2 }
5 } (略)
4 }

5 委員は、次
次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) }
5 } (略)
(5) }

(6) 市の消防局長
消防長

(7) }
5 } (略)
(9) }

6 }
7 } (略)

5 名古屋市地震災害警戒本部条例 (抜すい)

(地震災害警戒本部長等)

第 2 条 (略)

2 }
5 } (略)
4 }

5 本部員は、次
次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) }
5 } (略)
(5) }

(6) 市の消防局長
消防長

$$\left. \begin{array}{l} (7) \\ \text{ } \\ (9) \end{array} \right\} \text{ (略)}$$

$$\left. \begin{array}{l} 6 \\ \text{ } \\ 8 \end{array} \right\} \text{ (略)}$$

令和 5年第47号議案

名古屋市消防団条例の一部改正について

名古屋市消防団条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5年 2月17日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市消防団条例の一部を改正する条例

名古屋市消防団条例（昭和38年名古屋市条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表 1基本消防団の表中

「				を
名古屋市名城 消防団	名古屋市立名城小学校の通学区域一円	25人		
名古屋市御園 消防団	名古屋市立御園小学校の通学区域一円	25人		
」				

名古屋市名城 消防団	名古屋市立丸の内小学校に統合される直前 の名古屋市立名城小学校の通学区域一円	25人	に
名古屋市御園 消防団	名古屋市立丸の内小学校に統合される直前 の名古屋市立御園小学校の通学区域一円	25人	

改める。

附 則

この条例は、令和 5年 4月 1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、小学校 2校の統合に伴い、規定を整理する必要があるによる。

令和 5 年第54号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和 5 年 2 月17日提出

名古屋市長 河 村 た か し

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 泰明町第 1 号線等道路新設等工事の請負 |
| 2 | 施行場所 | 名古屋市港区泰明町 1 丁目、泰明町 2 丁目、泰明町 3 丁目、川西通 3 丁目、川西通 4 丁目、川西通 5 丁目及び小割通 3 丁目地内 |
| 3 | 契約の内容 | 道路新設工事 1 式・その他 |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約金額 | 987,800,000 円 |
| 6 | 契約の相手方 | 大有建設・鈴中工業特定建設工事共同企業体
代表者 名古屋市中区金山五丁目14番 2 号
大有建設株式会社本店
執行役員本店長 中 野 谷 眞 己
名古屋市中区丸の内一丁目 9 番 7 号
鈴中工業株式会社
代表取締役 鈴 木 康 仁 |
| 7 | 完成予定期日 | 令和 8 年 3 月19日 |

(理 由)

この案を提出したのは、泰明町第 1 号線等道路の新設等工事を施行する必要があるによる。

令和 5 年第55号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和 5 年 2 月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 植田寮改築工事の請負 |
| 2 | 施行場所 | 名古屋市天白区植田山二丁目地内 |
| 3 | 契約の内容 | 耐火構造 3 階建 1 棟・その他
延面積 6,396.62平方メートル |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約金額 | 1,529,000,000 円 |
| 6 | 契約の相手方 | 名工・日東特定建設工事共同企業体
代表者 名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
名工建設株式会社
代表取締役社長 松 野 篤 二
名古屋市中区伊勢山二丁目11番33号
株式会社日東建設
代表取締役 柏 木 博 喜 |
| 7 | 完成予定期日 | 令和 6 年 9 月17日 |

(理 由)

この案を提出したのは、植田寮の改築工事を施行する必要があるによる。

令和 5 年第56号議案

契約の一部変更について

下記要項により、工事請負契約の契約金額及び完了予定期日を変更するものとする。

令和 5 年 2 月17日提出

名古屋市長 河 村 た か し

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 旧西区役所及び旧西保健所解体工事の請負 |
| 2 | 施行場所 | 名古屋市西区押切一丁目地内 |
| 3 | 契約の内容 | 解体工事 1 式 |
| 4 | 契約金額 | 変更前 451, 000, 000 円
変更後 673, 469, 500 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 名古屋市東区泉一丁目 2 番 3 号
佐藤工業株式会社名古屋支店
執行役員支店長 廣 橋 亙 |
| 6 | 完了予定期日 | 変更前 令和 5 年 8 月31日
変更後 令和 6 年 3 月18日 |

(理 由)

この案を提出したのは、工事請負契約の契約金額を増額し、完了予定期日を変更する必要があるによる。

訴えの提起について

下記要項により、訴えを提起するものとする。

令和 5 年 2 月17日提出

名古屋市長 河 村 た か し

記

1 裁判所 名古屋地方裁判所

2 被告所在地並びに名称及び代表者氏名

名古屋市北区東味鋤一丁目1313番地

株式会社原田工務店

代表取締役 原 田 博 之

3 訴訟物の価格 113,740,000 円以内

4 請求の趣旨

被告に対し、113,740,000 円及びこれに対する令和 3 年 3 月16日から支払済みまで年 3 分の割合による遅延損害金の支払を求める。

5 請求の原因

(1) 原告が被告に発注した今池駅の施設改良工事（建築工事）の施工中、溶接作業時に生じた火花が作業場の外にあるエスカレーターに引火して火災を発生させ、エスカレーター 2 基が焼損した。

(2) 原告は、被告に対して、エスカレーターの焼損により原告が支出を要した費用の支払を求めたが、被告は請求額の一部の支払に応じたのみで、請求額の全部の支払に応じない。

(3) 被告は、名古屋簡易裁判所に調停を申し立て、原告は、調停手続に応じたが、解決の見込みがないため、調停は打ち切られた。

(4) よって、エスカレーターの焼損により原告が支出を要した費用及びこれ

に対する遅延損害金の支払を求めるため、訴えを提起する。

(理 由)

この案を提出したのは、本市が発注した建築工事の施工中、作業場の外にあるエスカレーターを焼損させた者に対して、エスカレーターの焼損により本市が支出を要した費用及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるため、訴えを提起する必要があるによる。

令和 5 年第58号議案

損害賠償の額の決定について

令和 4 年 8 月17日、名古屋市中区栄三丁目地内の市道において、街路樹の幹が折れて倒れた事件に関し、被害者に対する損害賠償の額を別表のとおりとするものとする。

なお、同表の損害賠償金については、本市が加入している道路賠償責任保険から本市に補填される予定である。

令和 5 年 2 月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

(理 由)

この案を提出したのは、法律上の義務に属する損害賠償の額を決定する必要があるによる。

(事 実)

令和 4 年 8 月17日午後 0 時20分頃、名古屋市中区栄三丁目地内の市道において、街路樹の幹が折れて倒れ、停車中の乗用自動車に当たり、当該乗用自動車が破損したものである。

別表

賠償の相手方	損害賠償の額	
	項 目	金 額
愛知県稲沢市込野町郷 中 104 番地 1 志村 圭哉	修 繕 費	1,505,840円
	代 車 費 等	233,980円
	計	1,739,820円
愛知県知多郡東浦町大 字生路字前田 132 番地 の 4 武藤 信治	修 繕 費	718,894円
	代 車 費	585,200円
	計	1,304,094円

令和 5 年第59号議案

町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、本市の別図第 1 の区域について、下記のとおり、町の区域の変更を行うものとする。

令和 5 年 2 月17日提出

名古屋市長 河 村 た かし

記

区域を変更する町の名称及びその区域

名称 平針台一丁目

区域 別図第 2 のとおり

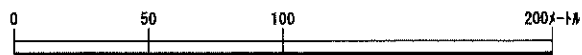
（理 由）

この案を提出したのは、この区域が旧字名のまま残っているため、居住者の日常生活上及び行政上の支障があるので、町の区域の変更を行う必要があるによる。

別図第1



1:2,700

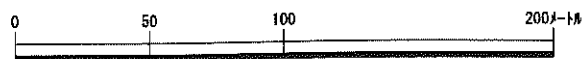


凡 例	
実施区域	———
区 界	———
町 界	———
区町字名	太 字
施設名称	細 字

別図第2



1:2,700



凡	例
実施区域	———
区界	-----
町界	- - - - -
区、町名	太字
施設名称	細字

令和 5 年第60号議案

土地区画整理に伴う町の区域の設定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、名古屋市明願土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から、本市の別図第 1 の区域について、下記のとおり、町の区域の設定を行うものとする。

令和 5 年 2 月 17 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

区域を設定する町の名称及びその区域

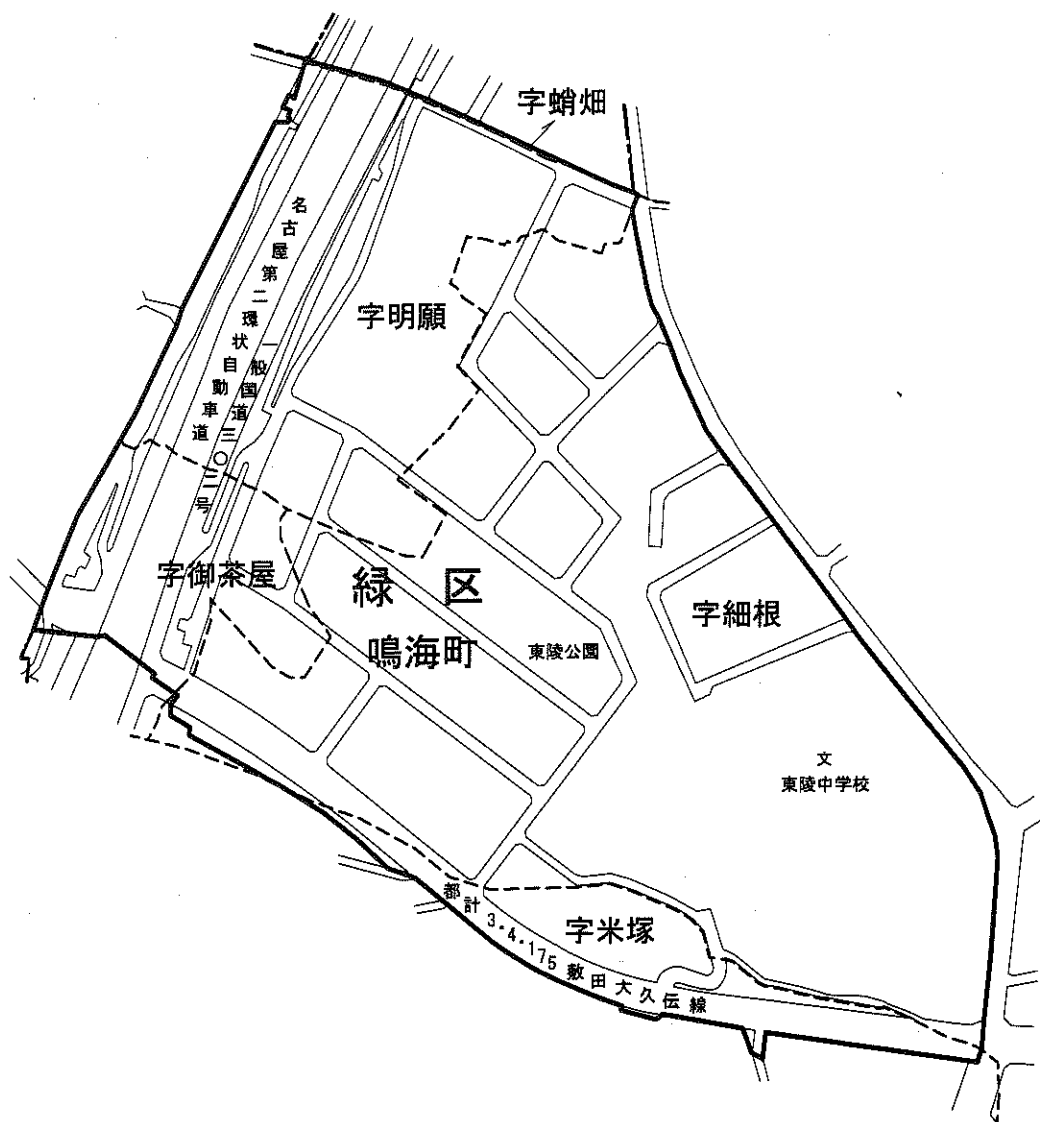
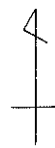
名称 ^{とうりょう} 東 陵

区域 別図第 2 のとおり

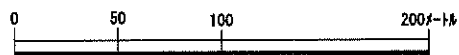
（理 由）

この案を提出したのは、名古屋市明願土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分に伴い、同組合の施行地区及びその関連区域について、町の区域の設定を行う必要があるによる。

別図第1

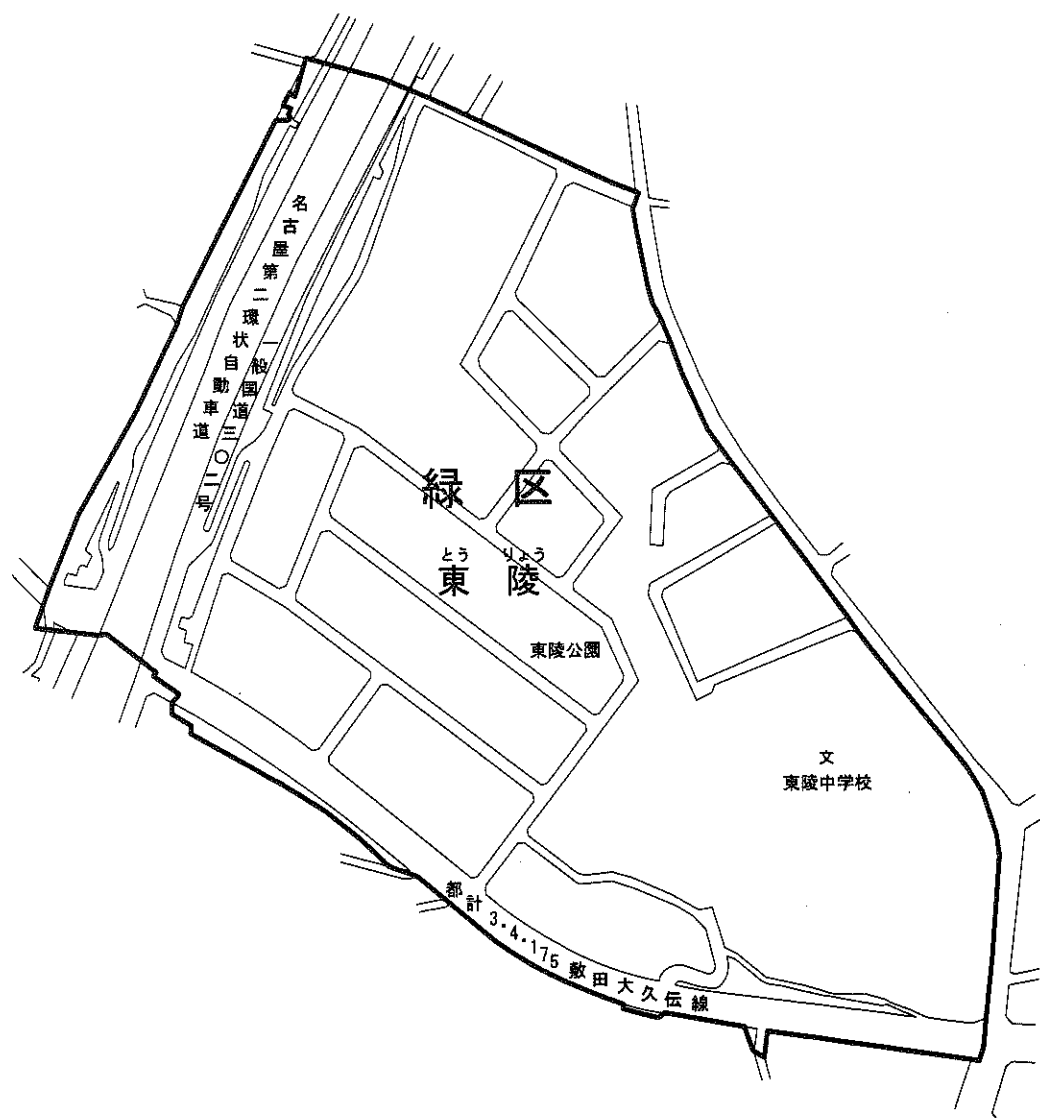


1 : 3,500

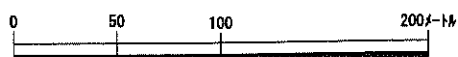


凡 例	
実施区域	———
町 界	— · — · —
字 界	-----
区、町、字名	太 字
施設名称	細 字

別図第2



1 : 3,500



凡 例	
実施区域	——
区、町 名	太 字
施設名称	細 字

令和5年第61号議案

都市公園を設置すべき区域の決定について

次のように都市公園を設置すべき区域を決定するものとする。

令和5年2月17日提出

名古屋市長 河村 たかし

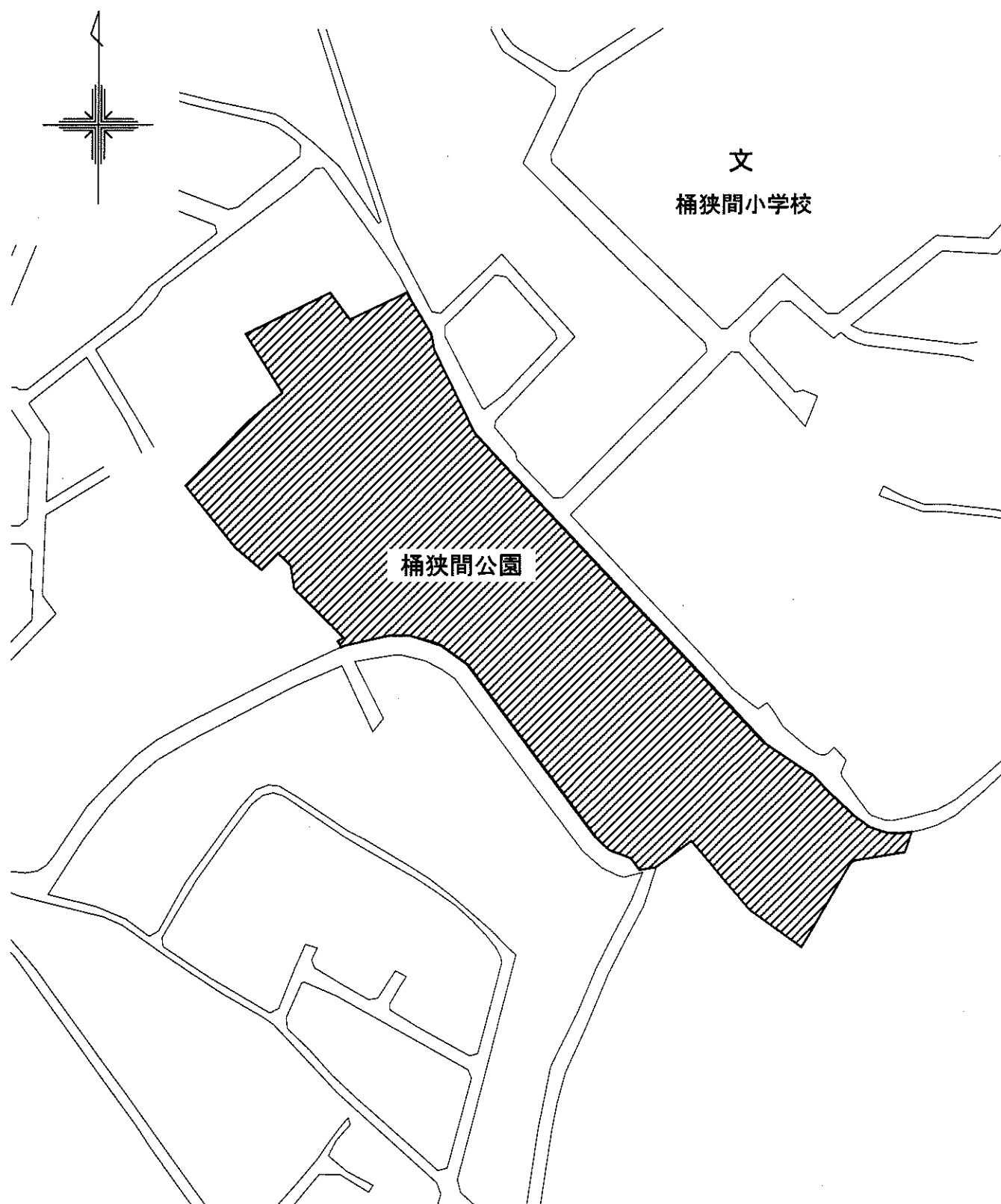
決定する区域

設置を予定する 公園の名称	区域の所在地	区域
桶狭間公園	緑区桶狭間神明	附図

(理由)

この案を提出したのは、都市公園を設置すべき区域を決定する必要があるによる。

附 図



 都市公園を設置すべき区域

(参 考)

参 照 条 文

都市公園法（昭和31年法律第79号）抜すい

（公園予定区域等）

第33条 地方公共団体は、必要があると認めるときは、都市公園を設置すべき区域を定めることができる。

2 }
3 } (略)

4 第1項又は第2項の規定により都市公園を設置すべき区域が決定され、その旨が公告された後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、当該都市公園を設置しようとする地方公共団体又は国が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、第2条の3、第4条、第5条、第6条から第12条まで、第13条、第14条、第19条、第25条から第28条まで及び前条の規定は、当該区域（以下「公園予定区域」という。）又は当該公園予定区域内に設けられる施設で公園施設となるべきもの（以下「予定公園施設」という。）について準用する。

5 地方公共団体は、第1項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6 (略)

令和 5 年第62号議案

市道路線の認定及び廃止について

次のように市道路線の認定及び廃止を行うものとする。

令和 5 年 2 月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

認定する路線

整理 番号	路 線 名	起 点	摘要
		終 点	
1	上志段味第172号線	名古屋市守山区大字上志段味字所下 1060番地先	第 1 附図
		名古屋市守山区大字上志段味字山ノ 田1003番の 9 地先	
2	上志段味第173号線	名古屋市守山区大字上志段味字所下 1097番地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字山ノ 田1012番の 2 地先	
3	上志段味第174号線	名古屋市守山区大字上志段味字所下 1089番地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字所下 1097番地先	
4	上志段味第175号線	名古屋市守山区大字上志段味字所下 1097番地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字所下 1111番の 1 地先	

5	上志段味第176号線	名古屋市守山区大字上志段味字洞田 1136番の1地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字所下 1113番地先	
6	勝手塚線第2号	名古屋市守山区大字上志段味字青り 掛1322番地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字洞田 1117番地先	
7	上志段味第177号線	名古屋市守山区大字上志段味字庚申 302番地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字道光 331番地先	
8	上志段味第178号線	名古屋市守山区大字上志段味字道光 311番地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字羽根 544番の1地先	
9	上志段味第179号線	名古屋市守山区大字上志段味字羽根 前581番の1地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字羽根 前593番の3地先	
10	上志段味第180号線	名古屋市守山区大字上志段味字所下 1060番の4地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字洞田 1147番地先	
11	上志段味第181号線	名古屋市守山区大字上志段味字山ノ 田1003番の9地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字洞田 1133番の4地先	

12	上志段味第182号線	名古屋市守山区大字上志段味字山ノ田1012番の3地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字洞田1117番地先	
13	上志段味第183号線	名古屋市守山区大字上志段味字洞田1144番の1地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字洞田1150番地先	
14	上志段味第184号線	名古屋市守山区大字上志段味字道光327番地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字羽根560番地先	
15	上志段味第185号線	名古屋市守山区大字上志段味字庚申303番地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字道光310番の1地先	
16	上志段味第186号線	名古屋市守山区大字上志段味字庚申302番の1地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字道光307番地先	
17	上志段味第187号線	名古屋市守山区大字上志段味字羽根571番の4地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字羽根前594番の2地先	
18	上志段味自転車歩行者道第11号線	名古屋市守山区大字上志段味字所下1056番地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字所下1071番地先	

19	上志段味自転車歩行者 道第12号線	名古屋市守山区大字上志段味字所下 1071番の1地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字所下 1060番地先	
20	上志段味自転車歩行者 道第13号線	名古屋市守山区大字上志段味字安川 原7番の19地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字道光 309番の1地先	
21	上志段味自転車歩行者 道第14号線	名古屋市守山区大字上志段味字羽根 前579番の3地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字中屋 敷1572番の1地先	
1	福德色田第1号線	名古屋市北区福德町字色田18番の2 地先	第2 附図
		名古屋市北区光音寺町字野方1919番 の115地先	
2	中切新田第1号線	名古屋市北区中切町字新田885番の 3地先	"
		名古屋市北区中切町字新田885番の 29地先	
1	鳴海大清水第2号線	名古屋市緑区鳴海町字大清水69番の 2411地先	第3 附図
		名古屋市緑区水広二丁目327番の2 地先	
2	鳴海水広下第1号線	名古屋市緑区鳴海町字水広下14番の 6地先	"
		名古屋市緑区鳴海町字大清水69番の 2425地先	

1	鳴海前之輪第1号線	名古屋市緑区鳴海町字前之輪278番地先	第4
		名古屋市緑区鳴海町字前之輪153番の1地先	附図
2	鳴海前之輪第2号線	名古屋市緑区鳴海町字前之輪153番の10地先	"
		名古屋市緑区鳴海町字前之輪153番の10地先	
1	十一番町第4号線	名古屋市中川区十一番町2丁目12番地先	第5
		名古屋市中川区福川町5丁目2番の2地先	附図

一部廃止する路線

整理 符号	路 線 名	起 点	摘要
		終 点	
ア	熱田新田東組東西支線 第57号	名古屋市中川区十一番町2丁目10番の2地先	第6
		名古屋市中川区福川町5丁目2番の2地先	附図
ア	鳴海町第478号線	名古屋市緑区鳴海町字前之輪153番の6地先	第7
		名古屋市緑区鳴海町字前之輪153番の10地先	附図
ア	野田第69号線	名古屋市中村区野田町字柳下50番地先	第8
		名古屋市中村区野田町字柳下50番地先	附図

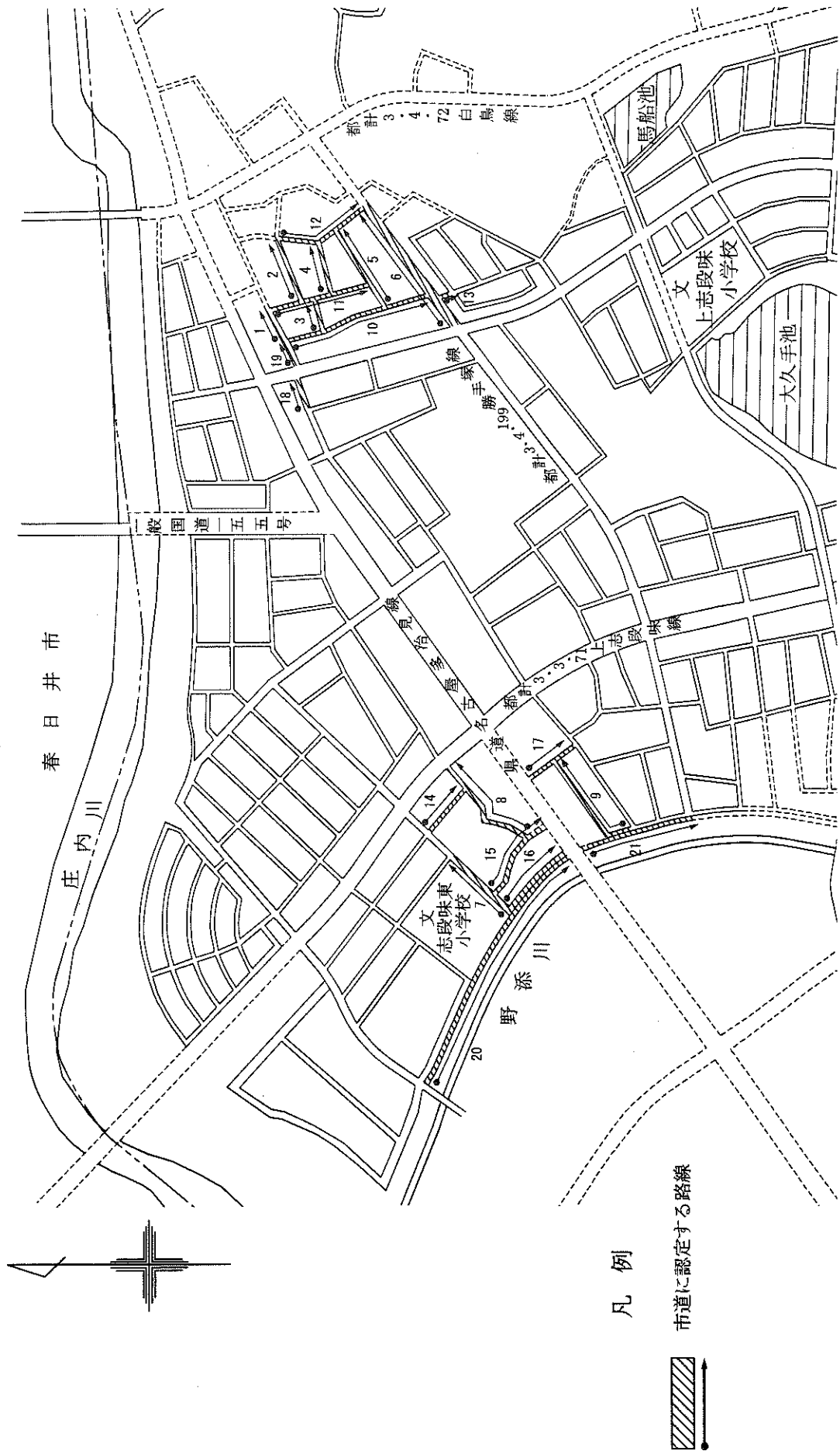
廃止する路線

整理 番号	路 線 名	起 点	摘 要
		終 点	
1	河岸町第11号線	名古屋市瑞穂区河岸町 4 丁目64番地 先	第 9
		名古屋市瑞穂区河岸町 4 丁目64番地 先	附図
1	万場北畑西 2 号線	名古屋市中川区万場五丁目109番の 1 地先	第10
		名古屋市中川区万場五丁目115番地 先	附図
1	瀬古屋敷 6 号線	名古屋市守山区瀬古東三丁目1141番 地先	第11
		名古屋市守山区瀬古東三丁目1141番 地先	附図
2	瀬古屋敷11号線	名古屋市守山区瀬古東三丁目1147番 地先	"
		名古屋市守山区瀬古東三丁目1146番 地先	

(理 由)

この案を提出したのは、市道路線の認定及び廃止をする必要があるによる。

第1附图



第2 附図

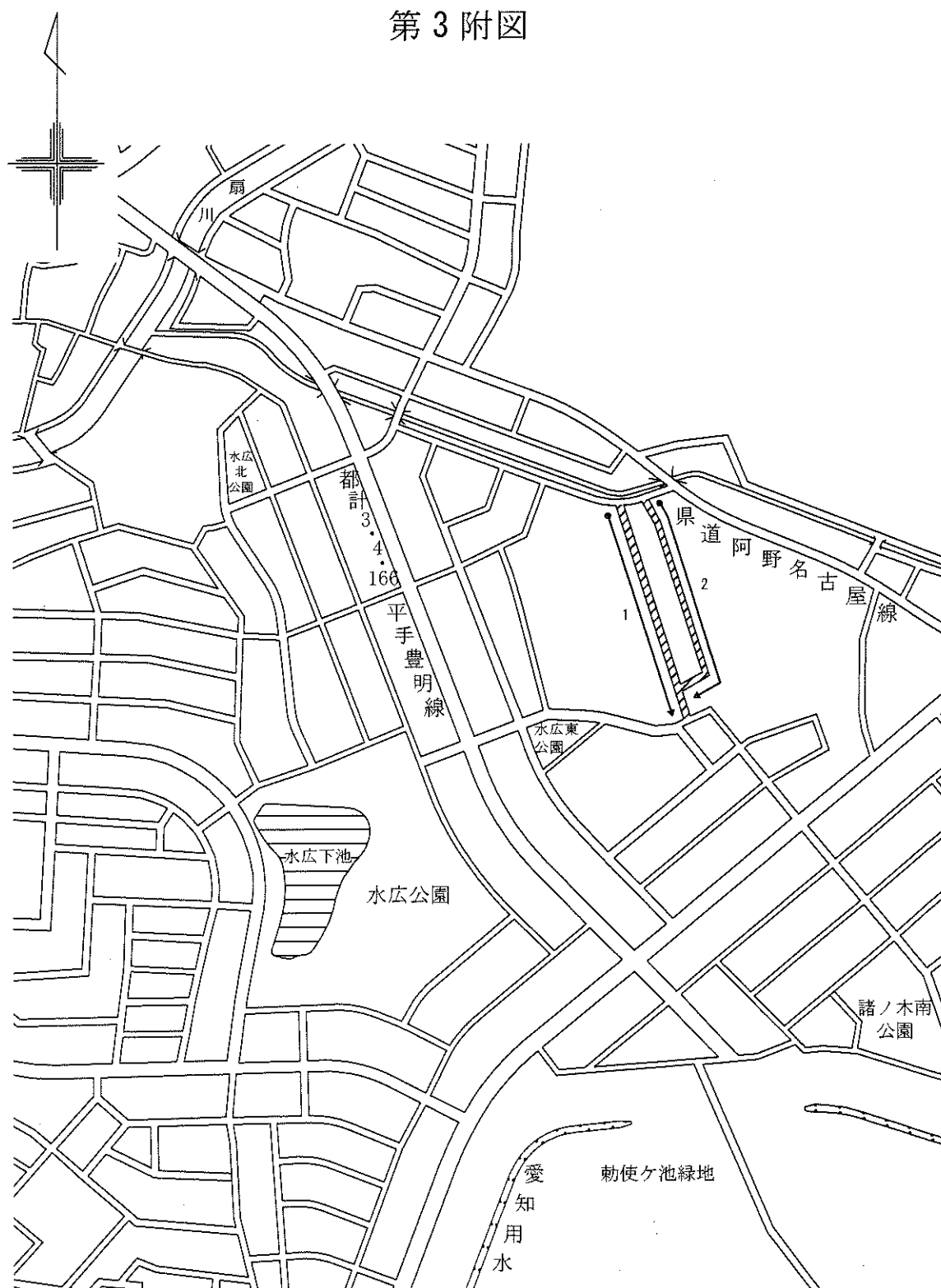


凡 例



市道に認定する路線

第3附図

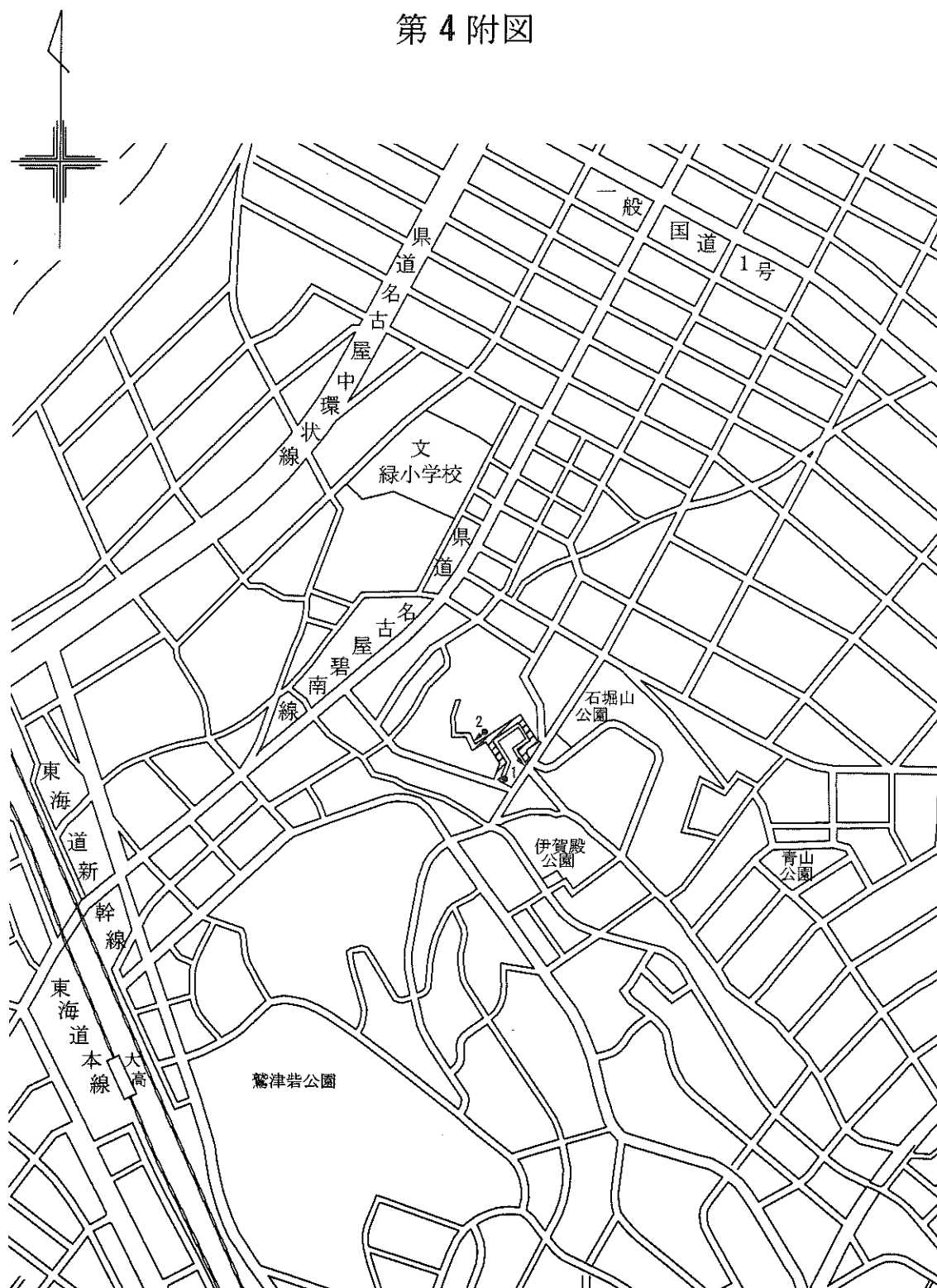


凡 例



市道に認定する路線

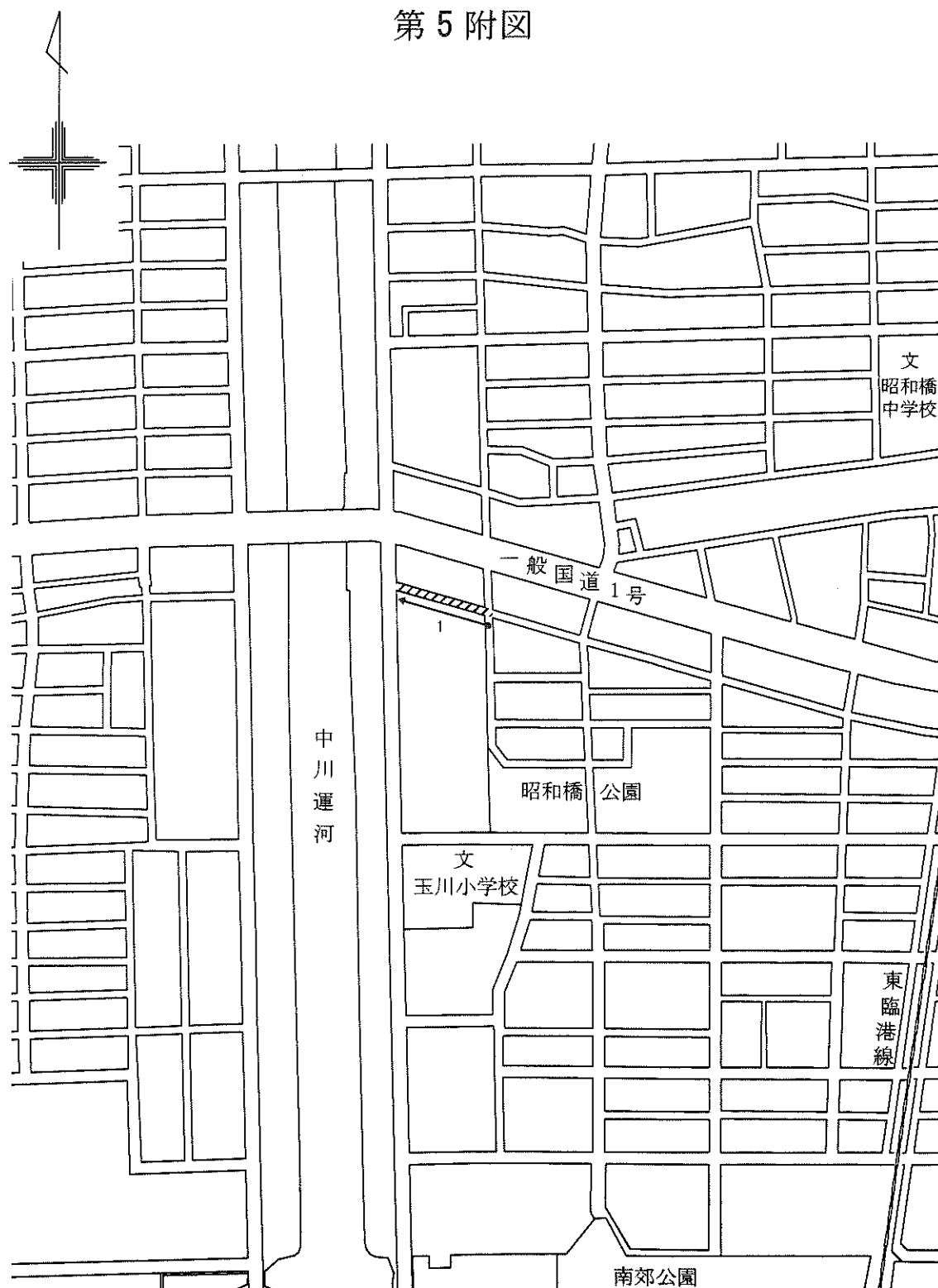
第4附図



凡 例

 市道に認定する路線

第 5 附図

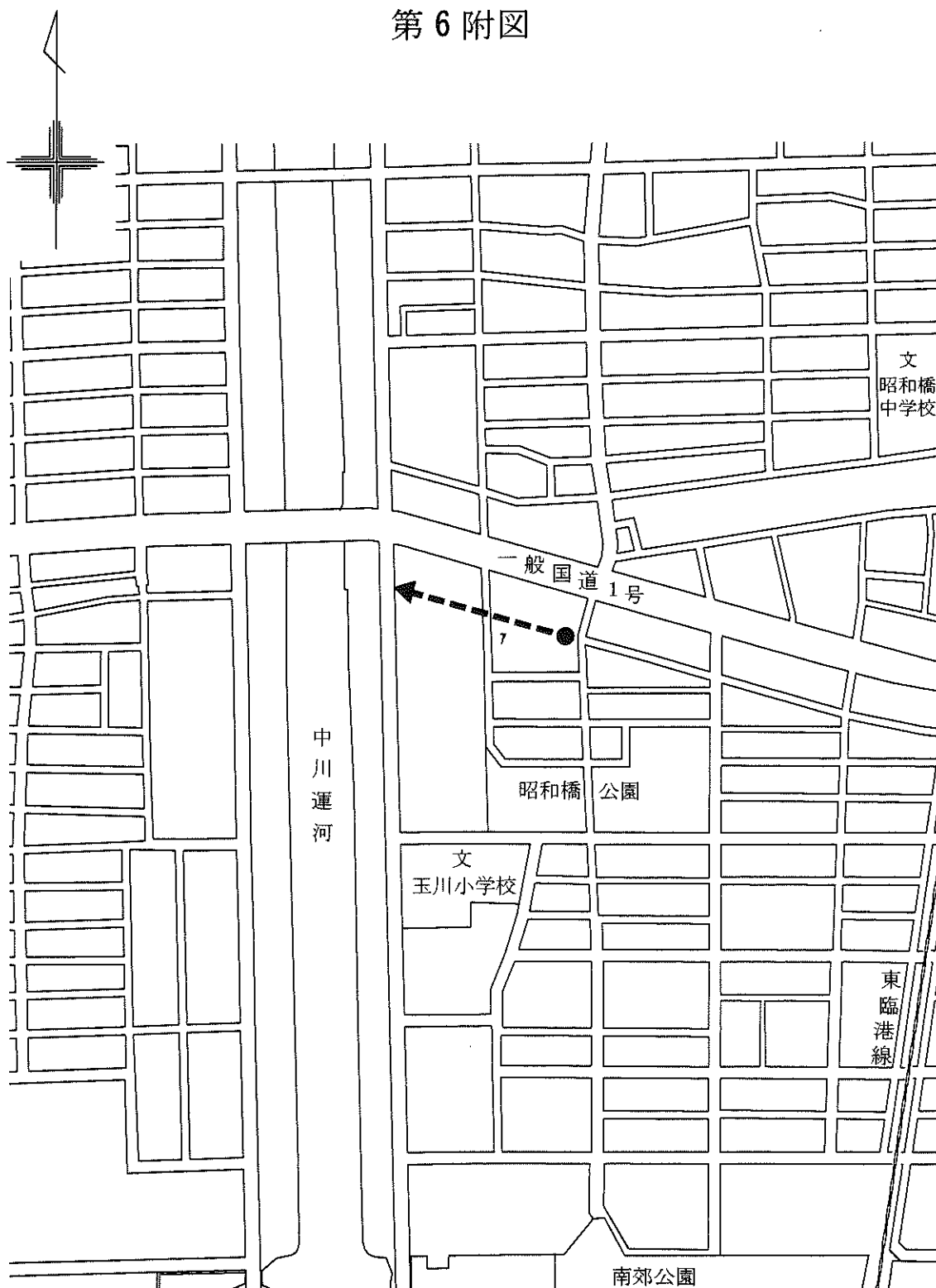


凡 例



市道に認定する路線

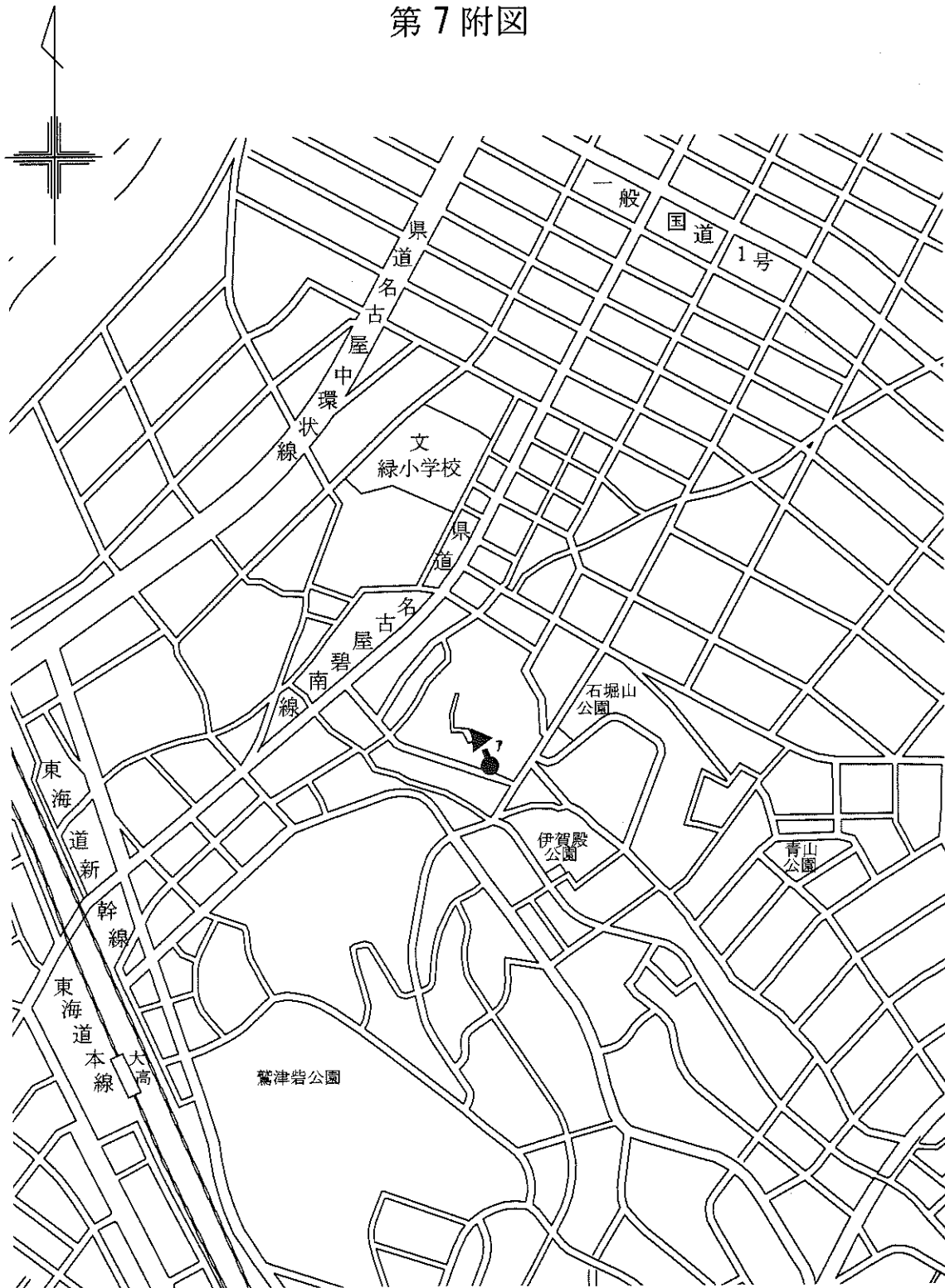
第 6 附図



凡 例

●——→ 一部廃止する路線

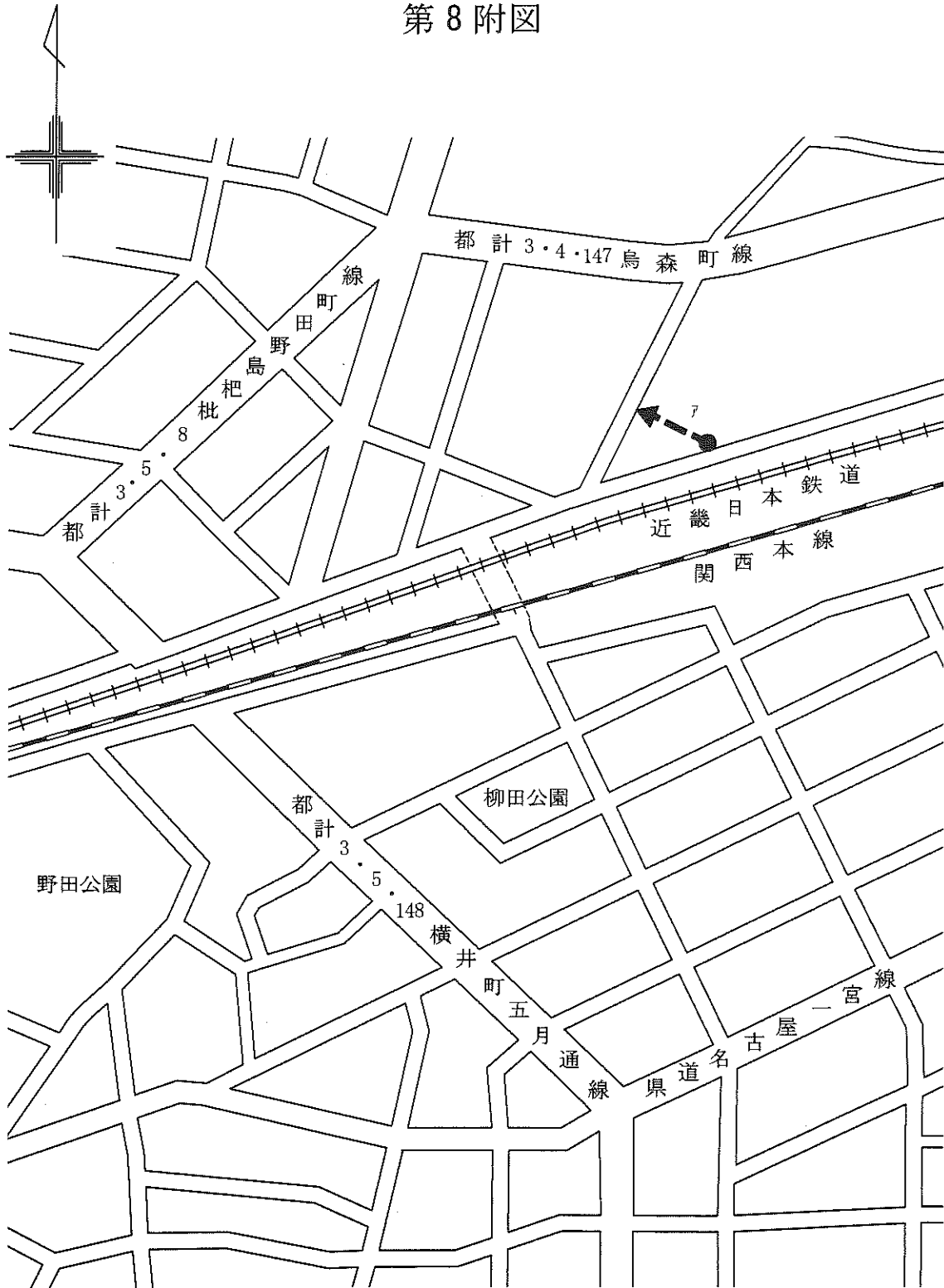
第7附図



凡 例

●——→ 一部廃止する路線

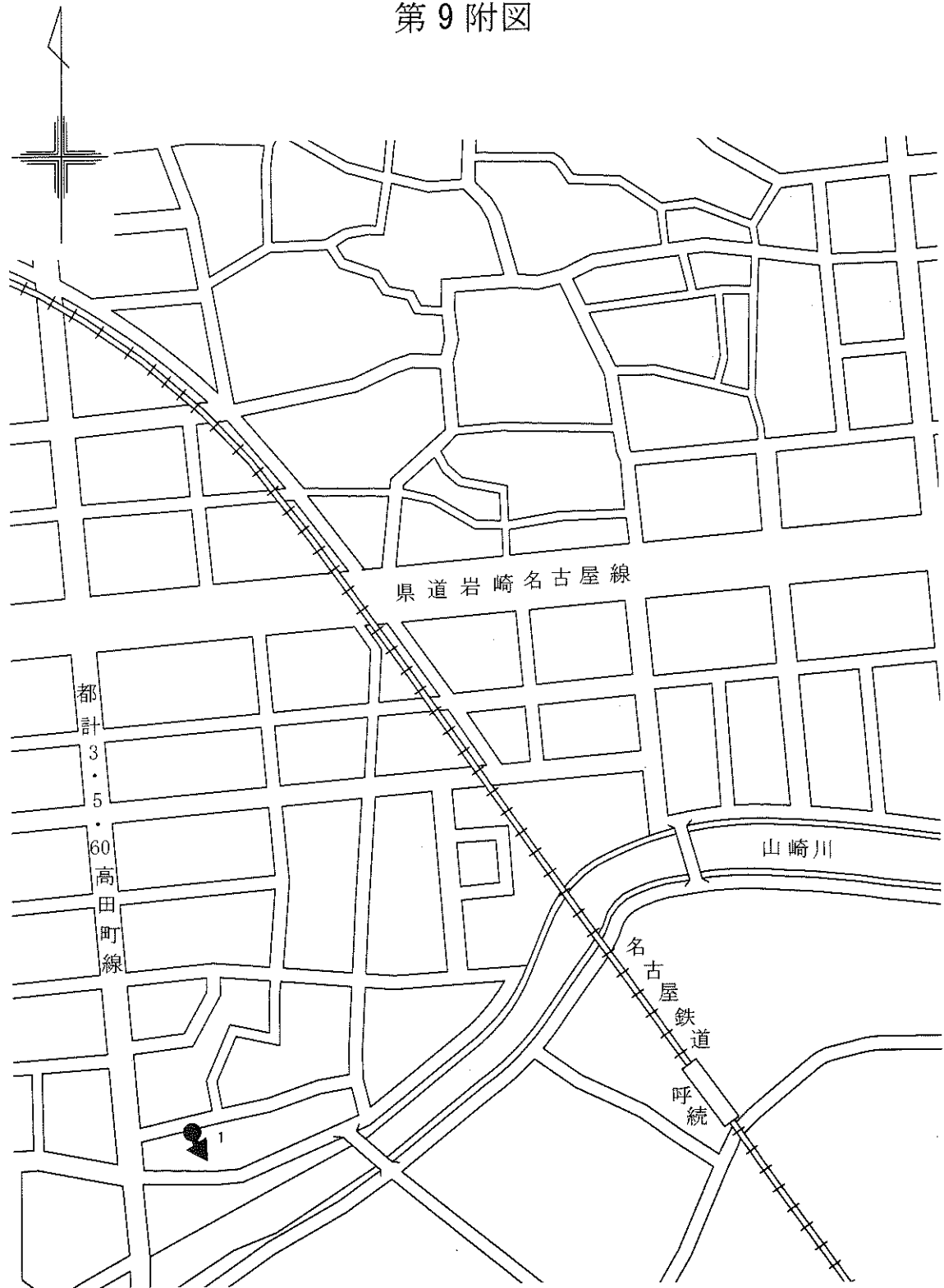
第 8 附図



凡 例

●---→ 一部廃止する部分

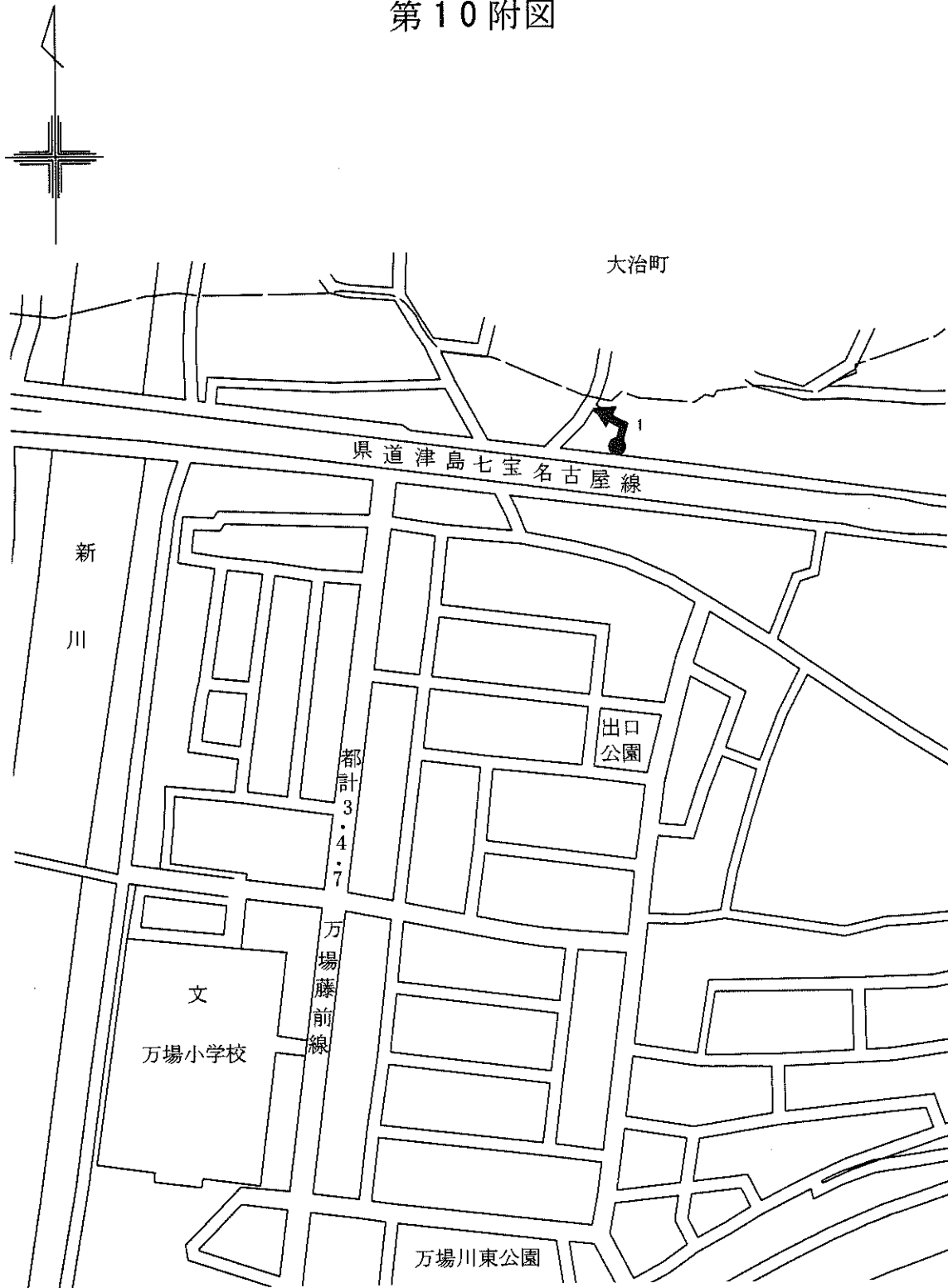
第9 附図



凡 例

➡ 廃止する路線

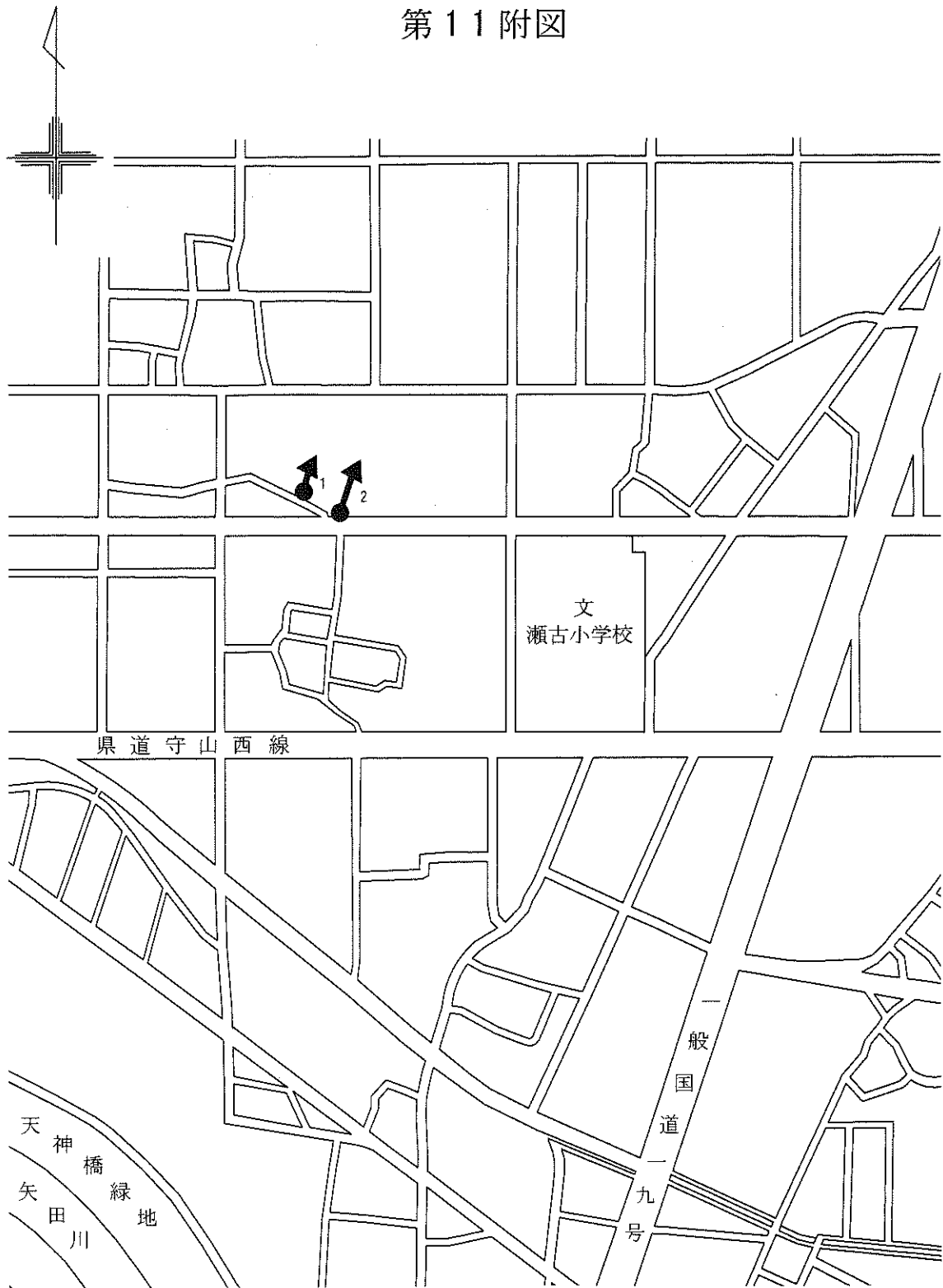
第10 附図



凡 例

➡ 廃止する路線

第11 附図



凡 例

➡ 廃止する路線

(参 考)

参 照 条 文

道路法（昭和27年法律第180号）抜すい

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 }
4 } (略)
5 }

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 （略）

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分により次のとおり上告の提起及び上告受理の申立てをした。

上記のことについて同法同条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 上告状兼上告受理申立書提出年月日
令和 4 年 12 月 16 日
- 2 裁判所 最高裁判所
- 3 原審事件番号及び事件名 名古屋高等裁判所令和 4 年（ネ）第 508 号
負担金交付請求控訴事件
- 4 被上告人兼相手方所在地並びに名称及び代表者氏名
名古屋市東区東桜一丁目 13 番 2 号
あいちトリエンナーレ実行委員会
会長 大 村 秀 章
- 5 訴訟物の価格 33,802,000 円
- 6 上告の趣旨
原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。
- 7 上告受理申立ての趣旨
本件上告を受理する。
原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。
- 8 上告及び上告受理申立ての理由

原判決は、あいちトリエンナーレ2019（以下「本件芸術祭」という。）の負担金の交付に係る公益上の必要性について、上告人兼申立人市長の判断が裁量権の範囲を逸脱しているか否かの基準を示すことなくこれを逸脱しているとして、また、本件芸術祭の準備及び開催運営の主体は被上告人兼相手方であり、本件芸術祭を公共事業であるということとはできないとして、控訴を棄却しており、不服である。

9 上告の提起及び上告受理の申立てに至る経過

上告人兼申立人は、平成31年4月16日、被上告人兼相手方に対し、本件芸術祭の負担金として、171,024,000円（以下「当初負担金」という。）を交付する旨の決定をした。

上告人兼申立人は、令和2年3月27日、被上告人兼相手方に対し、本件芸術祭における企画展（以下「本件企画展」という。）の展示内容が、ハラスメントというべきものであり、政治的中立性を欠くものであるとして、公共事業という本件芸術祭の性格等に照らして著しく不適切であること、被上告人兼相手方が覚知していた危機管理上の重大な事実が本件芸術祭の開幕前に上告人兼申立人に対して知らされなかったこと、被上告人兼相手方会長が被上告人兼相手方の規約（以下「本件規約」という。）に定める運営会議を開催せずに本件企画展の中止及び再開を決定したことが本件規約に違反すること等の事情（以下「本件事情」という。）が、本件芸術祭の負担金の交付の条件に定める「負担金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたとき」（以下「本件不交付条件」という。）に該当するとして、当初負担金を減額し、137,222,000円（以下「減額後負担金」という。）とする旨の決定をした。

そこで、被上告人兼相手方は、上告人兼申立人に対して負担金交付請求権に基づき、当初負担金の額と減額後負担金の額との差額である33,802,000円の支払を求めて、訴えを提起した。

名古屋地方裁判所は、令和4年5月25日、本件事情が本件不交付条件に該当するとは認められないとして、上告人兼申立人に対して33,802,000円の支払を命ずる判決を言い渡した。

上告人兼申立人は、名古屋地方裁判所の判決を不服として、同月30日、控

訴を提起した。

名古屋高等裁判所は、同年12月2日、控訴を棄却する判決を言い渡した。

